

9 プロジェクト② 石川庁舎周辺の利活用推進

プロジェクト②石川庁舎周辺の利活用推進の基本的な考え方を以下に整理する。

9.1 事業計画地の基本情報

事業計画地の基本情報を以下に整理する。

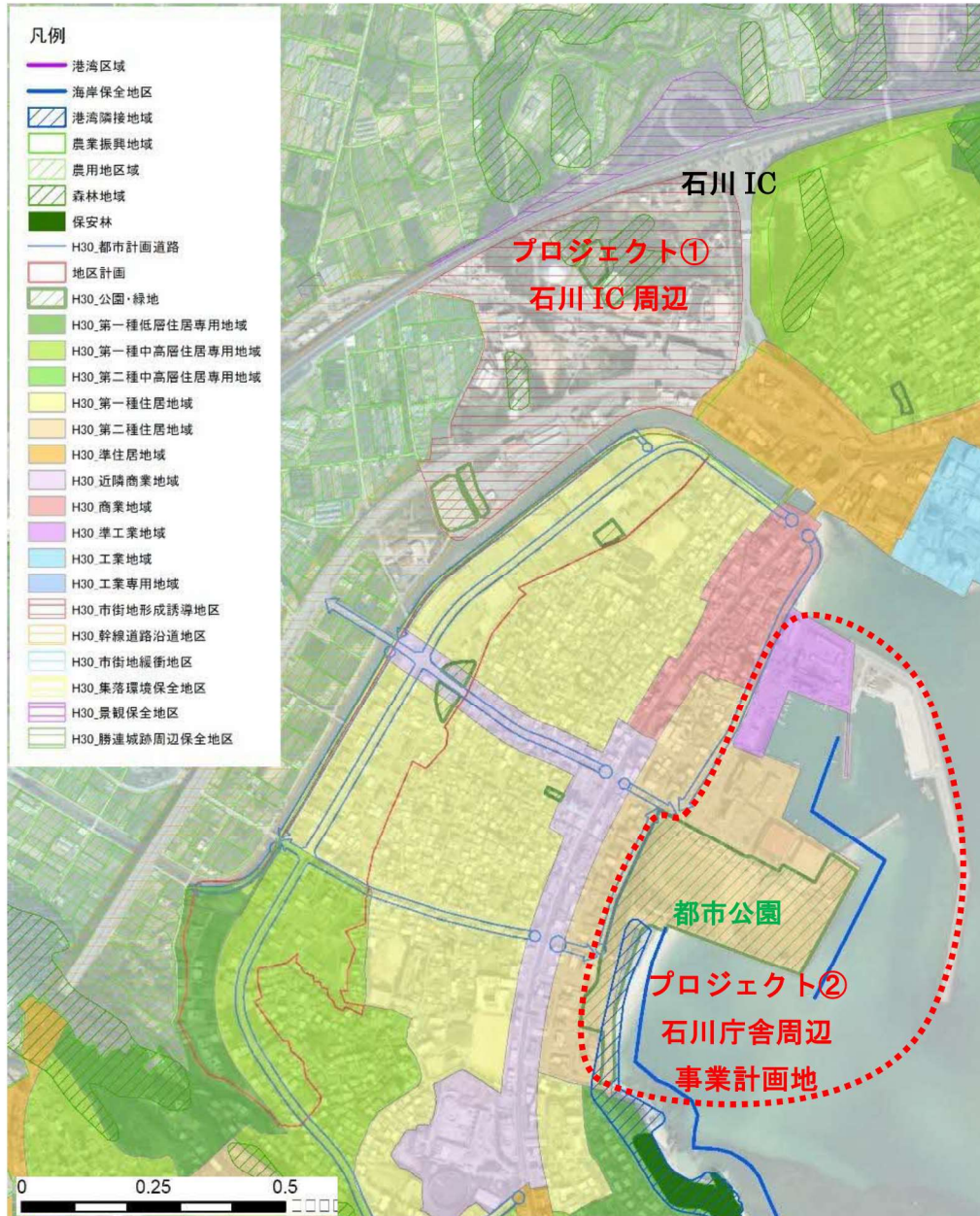
(1) 上位・関連計画における石川庁舎周辺の位置付け

本事業は、賑わい交流空間の形成、交通結節点の整備等を行うエリアとして位置付けられている。

計画	石川庁舎周辺の位置付け
うるま市産業基盤整備計画基本計画 (令和2年3月)	【産業基盤整備方針】 歴史や文化・自然の魅力があふれる「うるま」を楽しむ集客・交流拠点
うるま市都市計画マスタープラン (令和5年3月)	【新規土地利用（プロジェクト）】 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 交流人口拡大の拠点として滞在型観光空間の創出 ✓ 交通結節点の整備を含めた新たな産業集積地としての活用 【公共交通】 <ul style="list-style-type: none"> ✓ シームレスな乗り換え環境の構築 ✓ 交流機能及びパークアンドバスライド等の交通結節点の整備及び機能の拡充
石川地域まちづくり推進計画 (令和5年3月)	【石川地域の将来像】 中南部と北部をつなぐゲートウェイとして 多くの人を訪れ暮らす賑わいのあるまち <ol style="list-style-type: none"> (1) 域内外の人が集う賑わい交流空間の形成 (2) 新しい時代にマッチした産業の振興や創出 (3) 住み続けたいと思える居住環境と産業振興が調和するまちづくり

(2) 都市計画法及び他法令の指定状況

計画地は約 18.1ha で、都市公園・公共施設用地・ふ頭用地に区分される。



総面積	約 18.1ha				
区分		用途地域	容積率	建蔽率	他法令の指定状況
	都市公園 (101,745 m ² ※石川ビーチ除く)	第二種住居地域	200%	60%	・都市公園 ・港湾計画上の緑地
	公共施設用地 (33,512 m ²)	第二種住居地域	200%	60%	・港湾計画上の都市機能用地
ふ頭用地 (約 4.6ha)	準工業地域	200%	60%	・港湾計画上の埠頭用地	

図 都市計画法及び他法令の指定状況

出典：都市計画基礎調査

(3) 港湾計画上の土地利用区分

港湾計画の土地利用区分は埠頭用地、都市機能用地、緑地となっており、整合しない土地利用を図る場合には、港湾計画の変更が必要となる場合がある。



図 港湾計画における土地利用計画

出典：沖縄県 金武湾港概要・港湾計画図

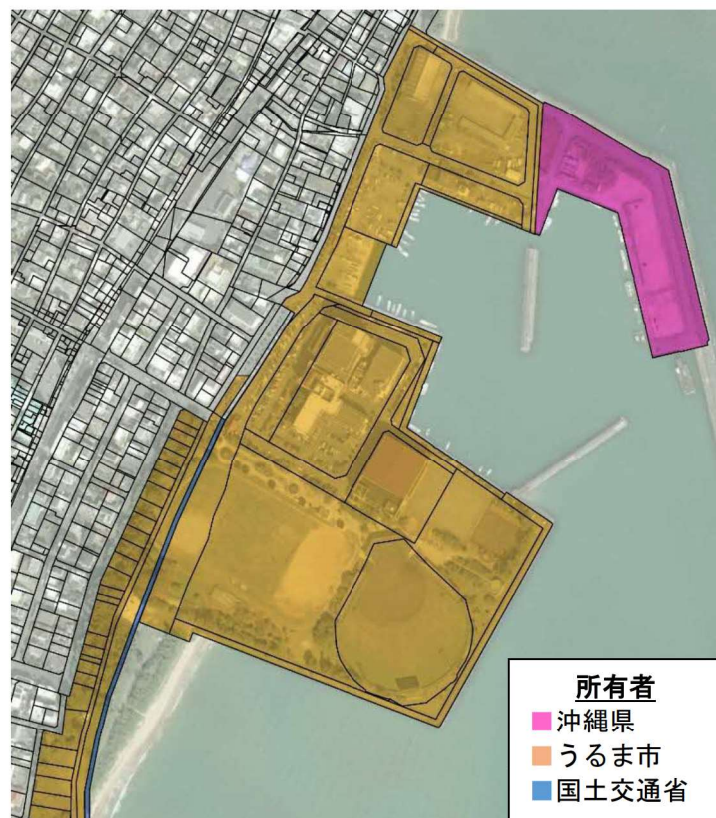


図 地籍図

(4) 事業計画地における既存施設の概要

事業計画地には、複数の公共施設が立地している。



図 事業計画地（案）の施設立地状況

航空写真出典：(c) NTT InfraNet

表 事業計画地(案)の施設一覧

	施設	面積(㎡)			建築年月	所有者	運営
		敷地	建築	延床			
都市公園	石川公園	101,745	-	-	1990年3月	うるま市	指定管理者
	石川野球場	24,101	-	-	1985年3月	うるま市	指定管理者
	石川庭球場	2,420	-	-	1989年2月	うるま市	指定管理者
庁舎等 公共施設 用地	石川庁舎	12,406	2,636	6,415	1986年12月	うるま市	直営
	石川会館	19,086	2,352	3,910	1989年1月	うるま市	直営
	石川保健相談センター	2,020	1,140	1,899	1993年3月	うるま市	直営
	石川体育館	12,513	2,404	4,277	1985年3月	うるま市	指定管理者
ふ頭用地 (港湾区域)	石川プール	6,110	1,358	1,358	1988年3月	うるま市	指定管理者



図 石川公園



図 ふ頭



図 庁舎等の公共施設



図 ビーチ



図 背後地の市街地



(5) 公共施設の方針

事業計画地に立地する公共施設について、「うるま市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）」及び「うるま市公園整備プログラム（平成27年3月）」におけるの公共施設の基本方針を以下に示す。

表 うるま市公共施設等総合管理計画及びうるま市公園整備プログラムにおける公共施設の基本方針

施設	基本方針
スポーツ施設 (石川野球場、石川体育館、石川庭球場、石川プール)	<ul style="list-style-type: none">石川野球場は、整備後30年以上が経過、老朽化対策が今後必要。民間施設の活用を図ることで施設の処分を検討。体育施設は重複している施設の集約化や異なる機能との複合化を検討。
石川庁舎	<ul style="list-style-type: none">民間発意による跡利用や行政として必要な機能を検討しながら、市及び地域にとって有益な跡利用を図る。
石川会館	<ul style="list-style-type: none">劇場・ホールは、各地に配置されている必要性は低いことから、施設の集約化を図る。
石川保健相談センター	<ul style="list-style-type: none">機能転換による地域福祉活動の拠点としての有効活用を検討。庁舎跡利用を検討する中では、石川庁舎と一体となった利用についても検討。
石川公園	<ul style="list-style-type: none">魅力的な機能の構築、樹木の剪定、遊具・トイレ等の施設の維持管理を図る。

出典：うるま市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）
うるま市公園整備プログラム（平成27年3月）

(6) 住民意向と事業者意見 概要 <プロジェクト② 石川庁舎周辺>

市民意向	事業者意見	導入機能
<p>◆ 商業施設・飲食施設 ・カフェ(4+48+99)</p> <p>◆ 石川ビーチ関連施設 (遊泳、バーベキュー) (3+12+18+106)</p> <p>◆ ビーチ・海の整備への期待</p> <p>◆ スポーツ・レクリエーション施設 (4+14+10+34+33)</p> <p>◆ 音楽・芸術・文化(48)</p> <p>◆ サブカルチャー施設(16)</p> <p>◆ 娯楽文化施設(5)</p> <p>◆ イベント(4)</p> <p>◆ 目玉となる施設・テーマ(3)</p>	<p>◆ 商業・飲食施設、飲食・カフェ (151)</p> <p>◆ 石川ビーチ関連施設 (遊泳、バーベキュー)、ビーチ・海の整備 (139)</p> <p>◆ スポーツ・レクリエーション施設 (95)</p> <p>◆ 音楽・芸術・文化、サブカルチャー施設、娯楽文化施設、みほそまつり等のイベント目玉となる施設・テーマ (76)</p>	<p>⇒ レクリエーション機能</p>
<p>◆ 港・漁港の活用(6+2)</p>	<p>◆ 港・漁港の活用(8)</p>	<p>⇒ 食機能</p>
<p>◆ 宿泊施設(7+6+20)</p> <p>◆ 石川公園の活用(2) (アウトドアキャンプ場・宿泊+合宿施設)</p>	<p>◆ 宿泊施設、石川公園の活用、(アウトドアキャンプ場・宿泊+合宿施設) (35)</p>	<p>⇒ 滞在機能</p>
<p>◆ 公共交通・駐車場(16+5)</p>	<p>◆ 駐車場交通・駐車場(21)</p>	<p>⇒ 交通機能</p>
<p>◆ 育児・福祉(73)</p> <p>◆ 公共機能・行政サービス(6+64)</p> <p>◆ 教育・学習(69)</p> <p>◆ 就業の場(22)</p> <p>◆ 会館・劇場等(7)</p> <p>◆ 学校(2)</p> <p>◆ 石川川の桜並木等の活用</p>	<p>◆ 育児・福祉 (73)</p> <p>◆ 公共機能・行政サービス(70)</p> <p>◆ 教育・学習(69)</p> <p>◆ 就業の場(22)</p> <p>◆ 会館・劇場等(7)</p>	<p>⇒ その他(公共機能等) ⇒ 公共施設機能の再配置の考え方を踏まえて検討</p>
<p>—</p>	<p>◆ 海側のリゾート分譲、市街地側の一般的な分譲マンションや戸建て分譲が想定される。(2)</p> <p>◆ 住居が適している。価値の高いステータスとなるような住居を想定する。</p> <p>◆ 市有地として地価を抑えられるのであれば、県民向け住宅としての開発に向いている。</p> <p>◆ 分譲マンションと相性が良いので、公共施設用地をオフィス等、石川公園をマンション、石川野球場周辺を海辺として活用、ふ頭用地を飲食・物販施設、スポーツジム等として整備。</p> <p>◆ 住宅単体での事業は難しく、カフェや商業、イベント広場等と一体的に開発できると良い。</p>	<p>⇒ その他(住宅等) ⇒ 事業計画地第2エリアで検討</p>

※括弧内は同一意見の件数

9.2 ターゲットとコンセプト

(1) プロジェクトの与条件

【広域的条件】 (立地)	<ul style="list-style-type: none">・石川 IC から近く、恩納村からも近い立地・飲食店や生活利便施設が集積するディープな石川社交街に隣接
【対象地の特性】 (地域資源)	<ul style="list-style-type: none">・朝日が登る東海岸に面した広大な石川公園、屋外の公共空間・多様な市民活動やイベント等が行われてきたエリア・石川漁港で水揚げされた海の幸、石川漁協直売店・魚屋・白浜が続く石川ビーチ
【上位・関連計画に おける位置付け】	<ul style="list-style-type: none">・「うるま」を楽しむ集客・交流拠点・交流人口拡大の拠点として滞在型観光空間の創出・交通結節点の整備を含めた新たな産業集積地としての活用
【住民意向】 (ニーズ)	<ul style="list-style-type: none">・商業・飲食施設、石川ビーチ関連施設、宿泊施設への期待・スポーツ・レクリエーション、音楽・イベントの場としての需要・公共交通・駐車場の必要性
【事業者意見】 (シーズ)	<ul style="list-style-type: none">・海沿いの立地を活かした飲食施設や商業施設、遊び場等の複合施設・ビーチ・水面を活用したアクティビティ、マリーナ等の需要・様々なタイプの宿泊・滞在型施設の想定



(2) プロジェクトの推進に向けた課題

石川庁舎周辺の背後地には、コンパクトな市街地に生活利便施設や飲食店が数多く集積しているものの、石川庁舎の駐車場は夜間に閉鎖しており、現状で市街地と石川庁舎周辺との関係性は低い。

石川庁舎周辺では既存公共施設の老朽化が進み、公共施設マネジメントの観点から再編が必要な状況であり、また、石川公園・石川ビーチ・ふ頭用地は海沿いの立地を活かした更なる利活用や適切な維持管理が望まれている。



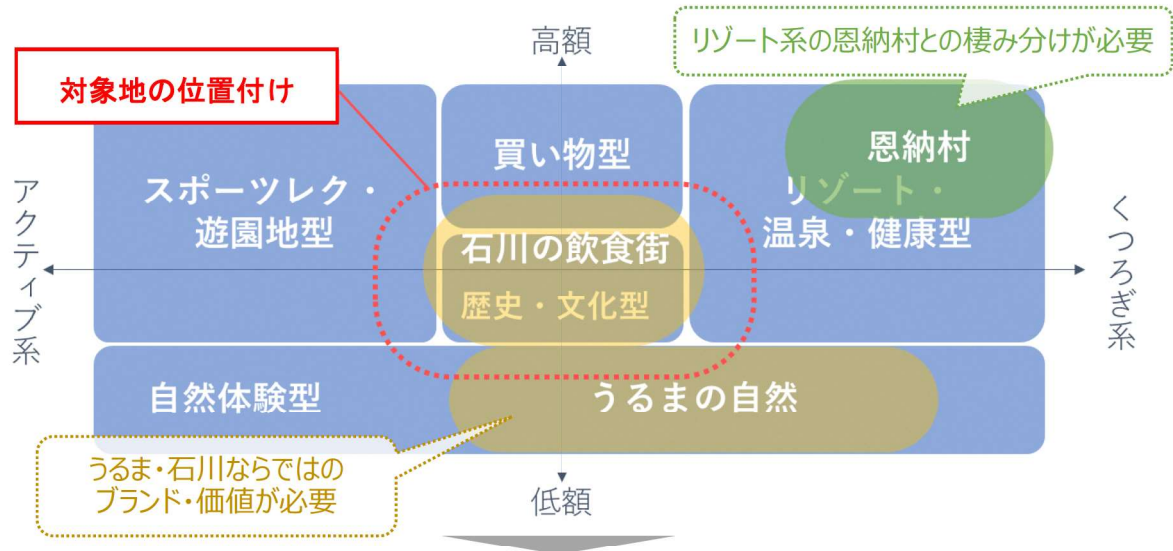
(3) プロジェクトの方向性

石川庁舎周辺の立地ポテンシャルと地域資源を活かして、新たな魅力ある賑わい拠点を形成し、石川地域の市街地やうるま市内への滞在・周遊を促し、地域活性化を図る。

(4) ターゲット

ポジショニングとして、周辺リゾート地や観光地との差別化を図り、日常の延長上で気軽に訪れることができ、アクティブな活動からくつろげる活動まで好きな過ごし方ができる滞在拠点として位置付け。

メインターゲットを市民・県民、サブターゲットを県外観光客とした拠点形成を目指す。



- 【位置付け】**
- ✓ 日常の延長上で気軽に訪れることができ、アクティブな活動からくつろげる活動まで、好きな過ごし方ができる場所
 - ✓ 半日～1日滞在できる拠点

【ターゲット】

●メインターゲット：市民・県民

市民（石川地域住民等）

- 石川・うるま市に居住・就労する人
- 観光客等をおもてなしする

県内来訪者

- 週末利用等の誘致圏域に居住
- 沖縄自動車道を利用し、比較的容易に石川地区を訪問可能

●サブターゲット：県外観光客

県外観光客

- 県外から旅行目的で来訪
- 本島北部や恩納村へ向かう観光客
- 滞在時間が長く（1泊以上）リピートの可能性も高い
- レンタカー、高速バス等で移動

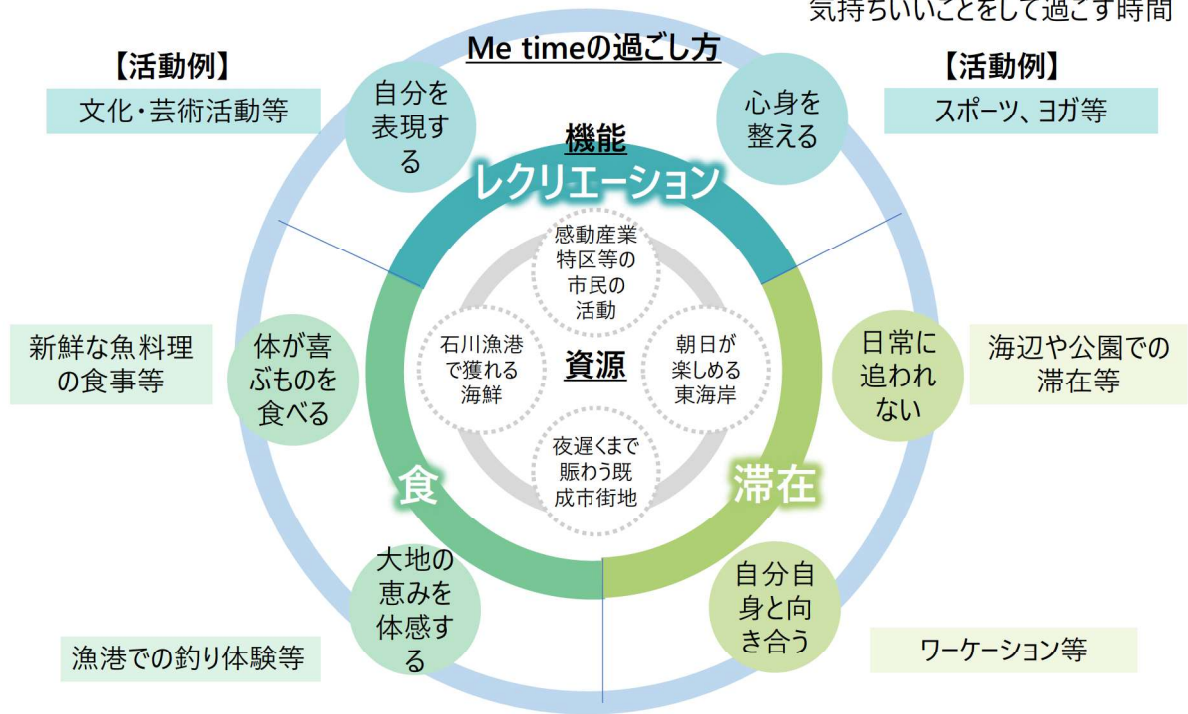
(5) コンセプト

石川庁舎周辺の立地と地域資源を活かして、思い思いに過ごすことができる「石川・Me time・パーク」として、自分らしさを育み・体感できる滞在・交流拠点を目指す。

石川・Me time・パーク
 ～自分らしさを育み・体感できる滞在・交流拠点～

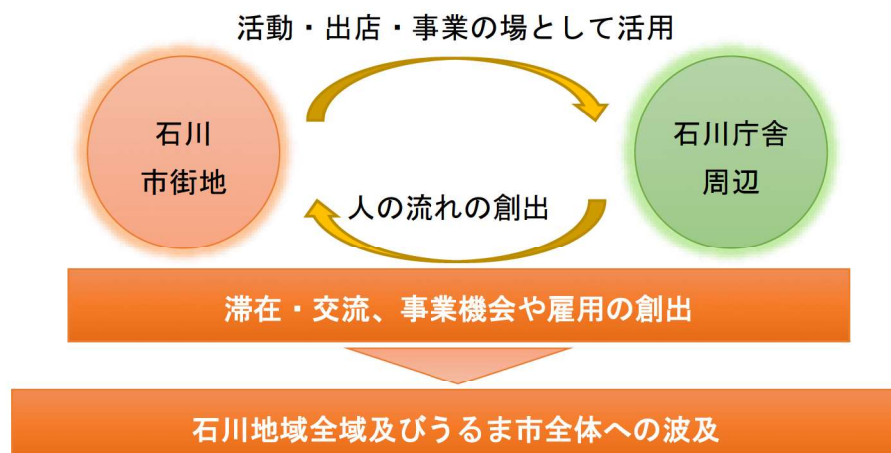
Me time とは

- ✓ 自分の思うままに過ごせる時間
- ✓ 自分にとって嬉しいこと、楽しいこと、気持ちいいことをして過ごす時間



(6) 目指す姿

石川庁舎周辺に新たな滞在・交流拠点ができることにより、シャワー効果として隣接する石川市街地にも人の流れを生み出し、店舗等の商売繁盛にもつなげるとともに、市民や事業者にとっても石川庁舎周辺を新たな活動や出店・事業の場として活用することにより、事業機会や雇用の創出につなげ、石川庁舎周辺と石川市街地の相乗効果を図り、ひいては、石川地域全体と市全体への経済波及効果を目指す。



9.3 導入機能・イメージ

(1) 導入機能

前述の対象地の特性、住民意向や事業者意見等を踏まえ、市民、県内来訪者、県外観光客が滞在したくなるような機能を検討する。

表 導入機能

機能	概要	Me time の過ごし方
レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから大人まで、オープンな空間で開放的に憩い・遊び・楽しめる 	<ul style="list-style-type: none"> 自分を表現する 心身を整える
食機能	<ul style="list-style-type: none"> 子ども連れでも気軽に食べられるものから、お酒も楽しめる大人の食事まで 	<ul style="list-style-type: none"> 体が喜ぶものを食べる 大地の恵みを体感する
滞在機能	<ul style="list-style-type: none"> 開放的な海辺での滞在をそれぞれの過ごしたい方法に合わせて楽しんでいる 	<ul style="list-style-type: none"> 日常に追われない時間を過ごす 自分と向き合う
交通機能	<ul style="list-style-type: none"> 市民も来訪者も、市街地をスムーズで快適に移動し、周辺地域への観光を楽しんでいる 	<ul style="list-style-type: none"> 移動を楽しむ

(2) アクティビティ例

1) レクリエーション機能

子どもから大人まで、オープンな空間で開放的に憩い・遊び・楽しめる機能。

表 レクリエーション機能のイメージ

過ごし方	アクティビティ例	市民の活動 下線：感動産業特区関連機能	施設イメージ
自分を表現する	<ul style="list-style-type: none"> 「音楽アーティストのライブ、フェス・イベント等での発表／参加 ものづくり体験 朝市、ナイトマーケット・バザールの開催 	<ul style="list-style-type: none"> <u>地元アーティストの作品を展示・販売できる</u> <u>市場・ナイトマーケットで市民がつくったものを出店できる</u> <u>ステージで音楽や芸能等の活動の発表ができる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 多目的イベント広場・屋根付きステージ・公園【公共施設】
心身を整える	<ul style="list-style-type: none"> 公園でのニュースポーツ、アーバンスポーツ、朝ヨガ 子ども向けの屋内の遊び場 ビーチでのマリンレジャー 	<ul style="list-style-type: none"> <u>マリンスポーツ、ニュースポーツ、アーバンスポーツ等を通じて交流することができる</u> 天候に左右されず、子供を連れて遊ぶことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内遊び場 温浴・スパ・宿泊・飲食等 ビーチ、水面、マリナー

【事例イメージ】



図 屋内遊び場(ノボルト)



図 スケートボード場(ひろしまゲートパーク)



図 多目的イベント広場(ひろしまゲートパーク)



図 ビーチ(古宇利島)

2) 食機能

子ども連れでも気軽に食べられるものから、大人がお酒も楽しめる食機能。

表 食機能のイメージ

過ごし方	アクティビティ例	市民の活動 下線：感動産業特区関連機能	施設イメージ
体が喜ぶものを食べる	<ul style="list-style-type: none"> 漁港の新鮮な魚料理が食べられるレストラン ビーチで開催できるBBQ 市場・ナイトマーケットの開催 	<ul style="list-style-type: none"> <u>カフェ・バーで音楽の演奏を聴ける</u> <u>キッチンカーやチャレンジショップで出店できる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 水産物直売・飲食施設 多目的イベント広場・屋根付きステージ・公園（再掲）【公共施設】
大地の恵みを体感する	<ul style="list-style-type: none"> 漁港での釣り体験 	<ul style="list-style-type: none"> 釣りのインストラクターができる 	<ul style="list-style-type: none"> 漁業体験施設

【事例イメージ】

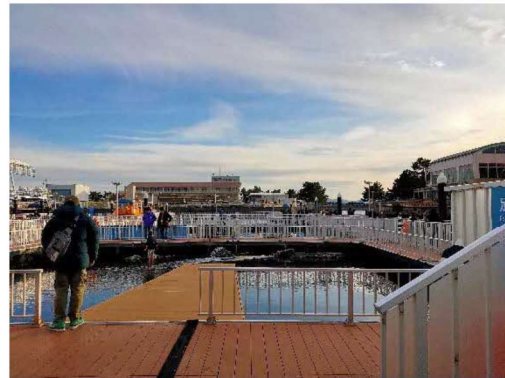


図 UMI FARM(八景島シーパラダイス)



図 マリーナ沿いレストラン(ポートパーク広島)

3) 滞在機能

開放的な海辺での滞在をそれぞれの過ごしたい方法に合わせて楽しめる機能。

表 滞在機能のイメージ

過ごし方	アクティビティ例	市民の活動	施設イメージ
日常に追われ ない時間を 過ごす	<ul style="list-style-type: none"> 海辺や公園でゆっくり滞在できるカフェ・バーやブックカフェ カジュアルな宿泊施設（キャンプ、グランピング、タイニーハウス、宿泊特化型ホテル） 	<ul style="list-style-type: none"> 日常とは違った雰囲気できつるぐことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ロケーションカフェ 多目的イベント広場・屋根付きステージ・公園（再掲）【公共施設】 宿泊・滞在施設
自分と向き合う	<ul style="list-style-type: none"> ワーケーション施設 	<ul style="list-style-type: none"> 日常とは違った雰囲気できつるぐしながらテレワークできる 日頃とは違うアイデアや着想がわく 	<ul style="list-style-type: none"> ワーケーション施設、リゾートオフィス

【事例イメージ】



図 淡路シェフガーデン



図 グランピング施設(INN THE PARK 福岡)

4) 交通機能

石川 IC 周辺と連携し、石川市街地の利用や市内観光地の周遊、島しょ部への回遊がしやすくなる交通機能。

表 交通機能のイメージ

過ごし方	アクティビティ例	市民の活動	施設イメージ
移動を楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> 既成市街地の利用促進のための駐車場 市内観光地周遊のための、新たなモビリティ等の停留所 海の玄関口としてのマリーナ、島しょ部への海上交通（水上バス等）の拠点 	<ul style="list-style-type: none"> 既成市街地の店舗等を利用する際に車を止められる 生活交通として使用することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場・停留所【公共施設】 マリーナ 水上バス乗降場

【事例イメージ】



図 マリーナ(マリノアシティ)(福岡市)



図 ボートパーク広島(広島市)

9.4 施設規模

石川庁舎周辺に整備が想定される施設の規模は以下のとおりである。

表 施設規模

機能	施設	規模	考え方	算出根拠
レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 屋内遊び場、温浴・スパ、宿泊、飲食等 	建築面積：約 8,500 m ² 敷地面積：約 14,600 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 海が見える風景を楽しみながら本屋やホテル、飲食が楽しめる 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内遊び場はノボルト（福岡県）4,000 m²程度、コンドミニアムは UNO HOTEL（岡山県）1,500 m²程度、飲食等はボートパーク広島 1,500 m²程度を参考に設定し、建ぺい率より算出
	<ul style="list-style-type: none"> 多目的イベント広場 	約 6,500 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 朝市、ナイトマーケット・バザール等を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ひろしまゲートパーク（ゲートパークプラザ）を参考に設定
	<ul style="list-style-type: none"> 屋根付きステージ 	建築面積：約 900 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 音楽や芸能イベントを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ひろしまゲートパーク（大屋根ひろば）を参考に設定
	<ul style="list-style-type: none"> 公園 	約 91,800 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 日常的にスポーツ・運動ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園面積より、公園敷地内に設置する建築物分及び多目的イベント広場を差し引いた規模
	<ul style="list-style-type: none"> ビーチ、水面 	-	<ul style="list-style-type: none"> マリンレジャーが楽しめる 	-
食機能	<ul style="list-style-type: none"> 漁業体験施設、水産物直売・飲食施設 	建築面積：約 1,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 漁港の新鮮な魚料理が食べられ、釣り等が体験できる 	<ul style="list-style-type: none"> UMI FARM（八景島シーパラダイス）を参考に設定
滞在機能	<ul style="list-style-type: none"> ロケーションカフェ、ワーケーション施設、リゾートオフィス、宿泊・滞在施設 	建築面積：約 2,500 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 海沿いの開放的な空間を楽しみながら宿泊・滞在できる 	<ul style="list-style-type: none"> 淡路シェフガーデン（1店舗当り約 30 m²を 10 店舗程度想定）、INN THE PARK 福岡（球体テント約 30 m²を 10 張り程度想定）を参考に算定
交通機能	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場・停留所 	敷地面積：約 14,600 m ² 建築面積：約 8,500 m ² （障害者用を含む駐車場約 570 台分）	<ul style="list-style-type: none"> 既成市街地の店舗等を利用する際に車を止められる 	<ul style="list-style-type: none"> 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき指針」（平成 19 年 2 月 1 日）を基に、施設面積 10,000 m²に対し、必要な駐車場台数より算出
	<ul style="list-style-type: none"> マリーナ 	水域面積：約 10,000 m ² （約 50 隻分）	<ul style="list-style-type: none"> 海の玄関口として船を止められる 	<ul style="list-style-type: none"> 水域面積は図上計測による （西福岡マリーナの一部を参考に算出）
	<ul style="list-style-type: none"> 水上バス乗降場 	-	<ul style="list-style-type: none"> 島しょ部への海上交通 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内遊び場、コンドミニアム・飲食等に含まれる

【補足】都市公園における公園施設の建築面積について

うるま市都市公園条例	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、都市公園法施行令	石川公園の公園施設 都市公園面積:101,745 ㎡
<p>【第2条の5 第2項】 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者が同条第4項に規定する選定事業として整備する都市公園については、<u>100分の12</u>とする。</p>	<p>【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 第2条第5項】 この法律において「選定事業者」とは、第八条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。</p> <p>【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 第2条第4項】 この法律において「選定事業」とは、第七条の規定により選定された特定事業をいう。</p>	<p>PFI 事業として整備する公園施設(上限約 12,000 ㎡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カフェ・ワーケーション施設・滞在施設(約 1,600 ㎡) ・コンテナ・飲食施設(約 300 ㎡) ・グランピング・BBQ エリア(約 300 ㎡) ・屋根付きステージ(約 900 ㎡) ・管理事務所(約 100 ㎡) ・アーバンスポーツパーク(約 1,200 ㎡) ・遊戯施設(約 1,200 ㎡) ・駐車場(約 3,400 ㎡)
<p>【第2条の6 第2項】 政令第6条第6項による法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の<u>100分の10</u>を限度として前条第1項本文中の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p>	<p>【都市公園法施行令 第6条第6項】 地方公共団体の設置に係る<u>都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物</u>(第一項各号に規定する建築物を除く。)を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の<u>百分の十</u>を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>	<p>Park-PFI の場合の公募対象公園施設</p>
<p>【第2条の6 第4項】 政令第6条第1項第3号による法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の<u>100分の10</u>を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p>	<p>【都市公園法施行令 第6条第1項第3号】 <u>屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物</u>として国土交通省令で定めるものを設ける場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根付きステージ(900 ㎡)

【参考】都市公園法上の公園施設

(参考)都市公園法上の公園施設

■公園施設及び公募対象公園施設一覧

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯笼 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等 (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [保留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設
		その他これらに類するもの							

休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに地方公共団体が条例で定めることができる。

公募対象公園施設

※出典：都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン（国土交通省都市局）